# 滋賀県障害者プラン2021の中間見直しについて

### 1 計画の概要

#### (1)計画の位置づけ

- ・障害者基本法(第11条第2項)の規定に基づく都道府県障害者計画
- ・障害者総合支援法(第89条第1項)の規定に基づく都道府県障害福祉計画
- ・児童福祉法 (第33条の22第1項)の規定に基づく都道府県障害児福祉計画

#### (2) 計画期間

令和3年度から令和8年度の6年間

※重点的取組とするものおよび障害福祉計画・障害児福祉計画に関わるものについては、3年 ごとに見直しを行うため、令和3年度から令和5年度の3年間。

(年度)		H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22			H23 H24 H25 H26		H27 H28 H29 H30		H30 R1 R2	R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8		
滋賀県	滋賀県基本構想	滋賀県中期計画		~未来を	~未来を拓く共生 ~未来		基本構想 来を拓く の扉~	滋賀県基本構想 ~夢や希望に満ちた 豊かさ実感・滋賀~		ちた ~ <b>3</b>	滋賀県基本構想 〜変わる滋賀続く幸せ〜 R1〜R12 の 12 カ年計画	
	滋賀県地域福祉支援計画					地域福祉支援計			地域福祉支援計画 ~支え手よし・受け手よ し・地域よしの地域福祉 「三方よし」計画~		地域福祉支援計画	
	滋賀県障害者 プラン	淡海障害者 プラン		障害者福祉 しがプラン			新 障害者福祉 しがプラン		核賀県障害	者プラン ← → 一部改定	滋賀県障割 20	
国	障害者基本法に 基づく障害者 基本計画	第2次計画					第:	第3次計画			<del>l</del> 画	(第5次)
	障害者総合支援法に 基づく基本指針			1期 画期間	第2期	-	第3期 計画期間		第4期 画期間	第5期 計画期間	第6期計画期間	(第7期)
	児童福祉法に 基づく基本指針									第1期 計画期間	第2期 計画期間	(第3期)

## 2 スケジュール

### 〇 進捗状況

令和5年7月26日 第1回滋賀県障害者施策推進協議会(進め方)

9月11日 第2回滋賀県障害者施策推進協議会(骨子案)

10月6日 厚生・産業常任委員会報告(骨子案)

11月16日 第3回滋賀県障害者施策推進協議会(素案)

#### ○ 今後のスケジュール

年月	日・時期	予定				
十月	口,时朔	广化				
12 月	14 日	常任委員会報告(素案)				
	18 日	パブリックコメント(12/18~1/17 予定)				
1月	下旬	素案修正➡最終案作成				
3月	上旬	常任委員会報告(最終案)				
	中旬	第4回障害者施策推進協議会(最終案)				
	下旬	計画策定				